

伊勢市の財政収支見通し

(令和4年度～令和7年度)

令和4年 3月

伊 勢 市

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 伊勢市財政を取りまく状況 | |
| (1) 社会情勢の変化..... | 1 |
| (2) 国の動向..... | 1 |
| 2 財政状況の改善に向けた取組み..... | 1 |
| 3 中期の財政収支見通し | |
| (1) 策定の目的..... | 2 |
| (2) 推計の前提条件..... | 2 |
| (3) 年次別財政収支見通し..... | 4 |
| (4) 地方債残高と基金残高の推計..... | 5 |
| (5) プライマリーバランスの推計..... | 7 |
| (6) 中期財政収支見通しの結果による今後の課題..... | 8 |
| | |
| 資料編 本市の財政状況の現状と課題 | |
| 1 財政規模と実質的な収支の状況 | |
| (1) 歳入・歳出決算の推移..... | 10 |
| (2) 実質的な収支の状況..... | 11 |
| 2 依存度が高い歳入構造 | |
| (1) 歳入決算の推移..... | 12 |
| (2) 財政力指数の推移..... | 14 |
| 3 硬直化が進む歳出構造 | |
| (1) 性質別歳出の推移..... | 15 |
| (2) 財政の弾力性の推移..... | 17 |
| 4 財政運営の長期的安定性 | |
| (1) 地方債現在高の推移..... | 17 |
| (2) 基金現在高の推移..... | 19 |
| 5 財政健全化の状況..... | 20 |
| | |
| 参考資料 財政用語解説..... | 22 |

1 伊勢市財政を取りまく状況

(1) 社会情勢の変化

人口減少、少子化・超高齢社会は、税収などの歳入面、福祉サービスに係る扶助費などの歳出面を含め、あらゆる分野に影響を及ぼし、将来の担い手不足など地域の存続の危機となることが考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちの生活スタイルを変容させ、顕在化した行政のデジタル化の遅れへの対応が求められています。さらに、老朽化した公共施設の更新・維持管理についても、計画的に対応していく必要があります。

これらの課題を踏まえつつ、将来に向けて着実に実践を重ね、持続可能な地域を創り上げていくことが重要となります。

(2) 国の動向

令和3年6月に国が公表した「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、国は、新型コロナウイルス感染症による厳しい影響から国民の命と暮らし、雇用を守る万全の対応を行い、国民生活と経済を支え、失業率を主要先進国で最も低い水準に抑えてきたとしています。こうした状況の下、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、「成長と雇用の好循環」の実現を目指すこととし、当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じるとしています。また、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を進め、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげるため、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算の迅速かつ適切な執行に努めています。今後は、感染症の影響等の経済状況に応じて、臨機応変な対策を講じるとともに自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていきとしています。

2 財政状況の改善に向けた取組み

市政を運営していくためには、様々な視点において改善に努め、財政の健全性を確保し持続可能なものとしていかなければなりません。

合併後の財政上の優遇措置が令和2年度で終了し、今後一層厳しい財政運営が見込まれるなかで、伊勢市の財政基盤についての現状分析と課題、中期の財政見通しを、市民と行政が情報共有し、厳しい社会・経済情勢の中においても持続的に安定した行財政運営を行うために、

- ・費用対効果を踏まえた、事業の取捨選択、スクラップ&ビルドの徹底
- ・公共施設等の今後の方向性を踏まえた、適正な管理・運営
- ・市税のほか更なる自主財源の確保及びデジタル活用等による業務効率化などに着目して、取組みを行っていきます。

3 中期の財政収支見通し

(1) 策定の目的

平成28年2月に策定した、先の財政収支見通しは、新市建設計画の財政計画を上位計画とし、平成28年度から5年間の見通しを推計しました。その後、平成30年3月に、時点修正を加えるとともに、第3次総合計画の計画期間に合わせ、収支見通しの期間を1年追加し、令和3年度までの推計を行いました。

今回策定した財政収支見通しは、現在策定中の総合計画中期基本計画、及び、行財政改革指針の計画期間に合わせて、推計期間を令和4年度から令和7年度までの4年間とし、過去の決算、及び令和4年度予算(案)を基礎として、当市の財政規模、財政力、特性等を確認し、また現時点の制度を基準に、令和7年度までの財政全体の方向性、特に経費別の概ねの枠組みを推計するものです。

(2) 推計の前提条件

① 基本的事項

- ◆ 収支見通しの期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。
- ◆ 普通会計ベースでの推計とします。
※普通会計についての説明は、21ページに記載しています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策事業については計上しないこととし、市税については、現時点の状況から想定される影響を反映しています。

② 個別事項(歳入)

【地方税】

現行制度を基本として推計し、固定資産税については、評価替に伴う影響を反映しています。

【地方交付税】

普通交付税は、現行制度に基づき推計しています。

【分担金及び負担金】

過去の実績等により推計しています。

【使用料及び手数料】

過去の実績等により推計しています。

【国庫支出金・県支出金】

現行制度が継続するものとし推計しています。

【繰入金】

年度間調整財源である財政調整基金の繰り入れを見込んでいます。

【地方債】

通常地方債に加えて、現行の地方財政制度を基に推計しています。

③個別事項（歳出）

【人件費】

令和3年度の給与ベースを基礎とし、推計しています。

【扶助費】

社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、その他に区分し、対象人口の変化等を考慮して推計しています。

【公債費】

令和3年度までの既借入分の償還計画をベースに、令和4年度以降借入見込分の償還見込額を加算し推計しています。

【物件費】

過去の実績等により推計しています。

【維持補修費】

過去の実績等により推計しています。

【補助費等】

一部事務組合への負担金、病院、上・下水道事業への繰出し等、今後の所要見込額を考慮しつつ、過去の実績等により推計しています。

【投資及び出資金、貸付金】

水道事業への出資等、今後の所要見込額を考慮し推計しています。

【繰出金】

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計等への繰出し等、今後の所要見込額を考慮しつつ、過去の実績等により推計しています。

【投資的経費（普通建設事業費）】

過去の実績等を基に、今後、予想される普通建設事業の所要見込額を考慮し推計しています。

(3) 年次別財政収支見通し

【歳入】

(単位：百万円)

| 区 分 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税 | 15,850 | 15,839 | 15,432 | 15,414 |
| 地方譲与税 | 383 | 383 | 383 | 383 |
| 各種交付金 | 3,689 | 3,689 | 3,689 | 3,689 |
| 地方交付税 | 11,690 | 11,100 | 11,243 | 10,957 |
| 分担金及び負担金 | 543 | 543 | 543 | 543 |
| 使用料及び手数料 | 409 | 409 | 409 | 409 |
| 国庫支出金・県支出金 | 10,402 | 10,495 | 10,662 | 10,671 |
| 繰入金 | 2,399 | 1,561 | 1,484 | 1,408 |
| 地方債 | 6,026 | 4,768 | 5,132 | 4,972 |
| 諸収入・その他 | 1,555 | 1,324 | 1,325 | 1,335 |
| 歳入合計 | 52,946 | 50,111 | 50,302 | 49,781 |

注) 各種交付金 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金

諸収入・その他 財産収入、寄附金、諸収入など

【歳出】

(単位：百万円)

| 区 分 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 9,671 | 9,227 | 9,516 | 9,059 |
| 職員給与（一般職員分） | 5,922 | 5,925 | 5,842 | 5,780 |
| 退職金 | 534 | 100 | 494 | 116 |
| その他 | 3,215 | 3,202 | 3,180 | 3,163 |
| 扶助費 | 11,665 | 11,638 | 11,639 | 11,641 |
| 公債費 | 5,714 | 5,663 | 5,632 | 5,646 |
| 小計（義務的経費計） | 27,050 | 26,528 | 26,787 | 26,346 |
| 物件費 | 6,905 | 6,531 | 6,531 | 6,631 |
| 維持補修費 | 377 | 377 | 377 | 377 |
| 補助費等 | 6,986 | 7,038 | 6,463 | 6,460 |
| 積立金 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| 投資及び出資金、貸付金 | 68 | 31 | 31 | 31 |
| 繰出金 | 5,059 | 5,060 | 5,061 | 5,061 |
| 投資的経費 | 6,436 | 4,481 | 4,987 | 4,810 |
| 歳出合計 | 52,946 | 50,111 | 50,302 | 49,781 |

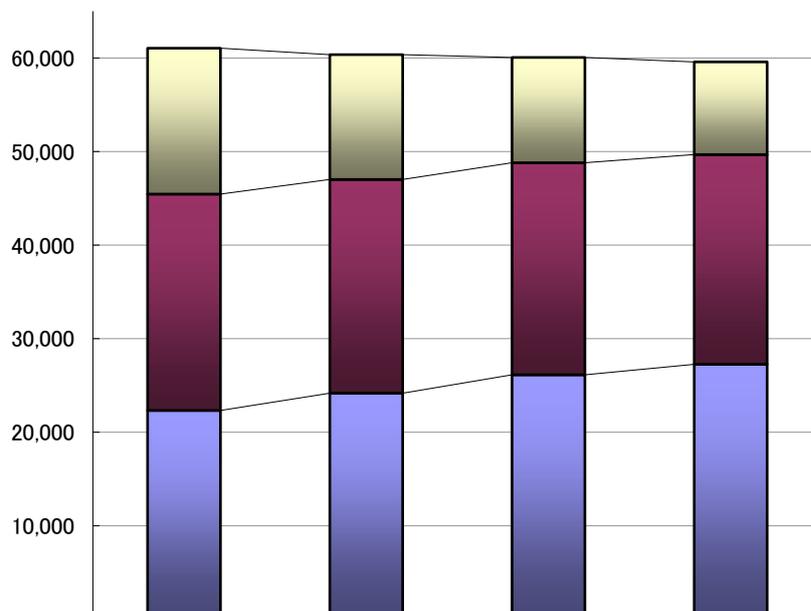
注) 人件費のうちその他には、共済組合等負担金、特別職給与、議員及びその他委員等報酬、会計年度任用職員給与などを含みます。

(4) 地方債残高と基金残高の推計

①地方債残高の推計

財政収支見通しの結果、地方債残高の推計は下記のとおりとなります。

(単位:百万円)



| | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 地方債残高合計 | 61,049 | 60,360 | 60,061 | 59,583 |
| ■合併特例債(普通建設事業分) | 15,594 | 13,342 | 11,256 | 9,904 |
| ■臨時財政対策債 | 23,126 | 22,845 | 22,667 | 22,420 |
| ■上記以外の地方債 | 22,329 | 24,173 | 26,138 | 27,259 |

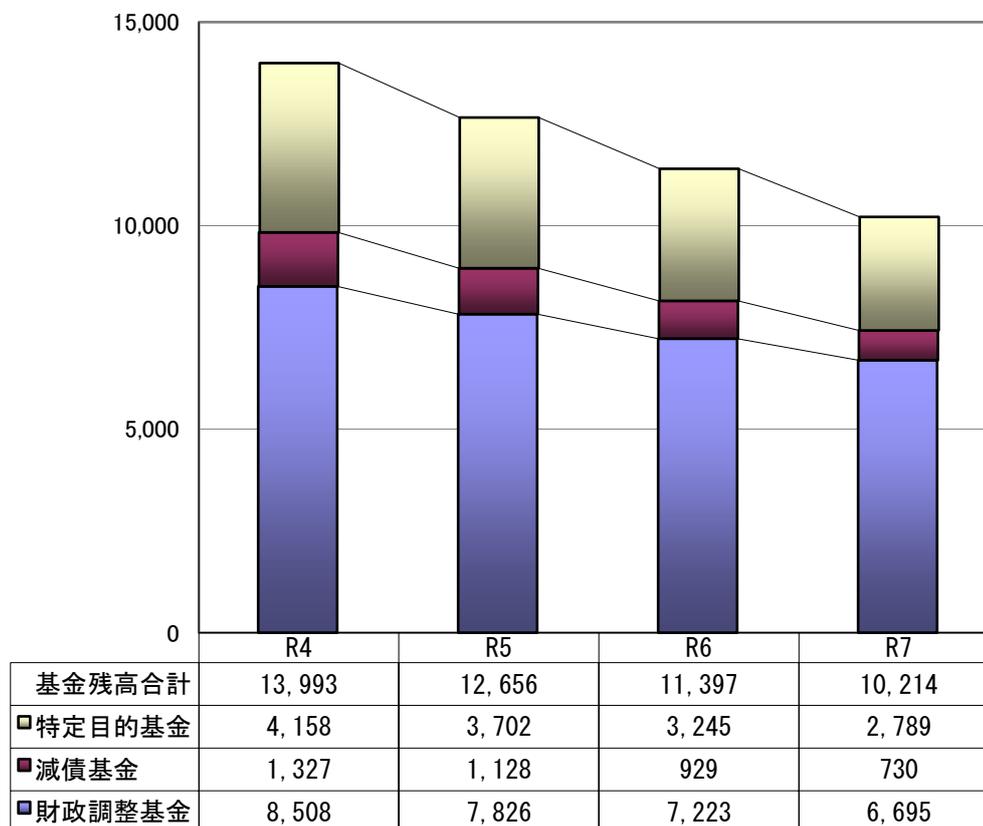
地方債の元利償還金(借金の返済額)については、任意に削減できない硬直性の強い経費であることから、長期的な視点に立ち、地方債に占める実地方負担額の縮減に努める必要があります。

総額管理、将来負担比率等、その他様々な視点から、より適正な公債管理を図り、地方債発行にかかる財政規律を高めていくこととします。

②基金残高の推計

財政収支見通しの結果、基金残高の推計は下記のとおりとなります。

(単位：百万円)



令和4～7年度の4年間で31億円程度の財源不足が見込まれ、その手当てとして財政調整基金を繰入れる結果、財政調整基金残高は6,695百万円になる見込みです。

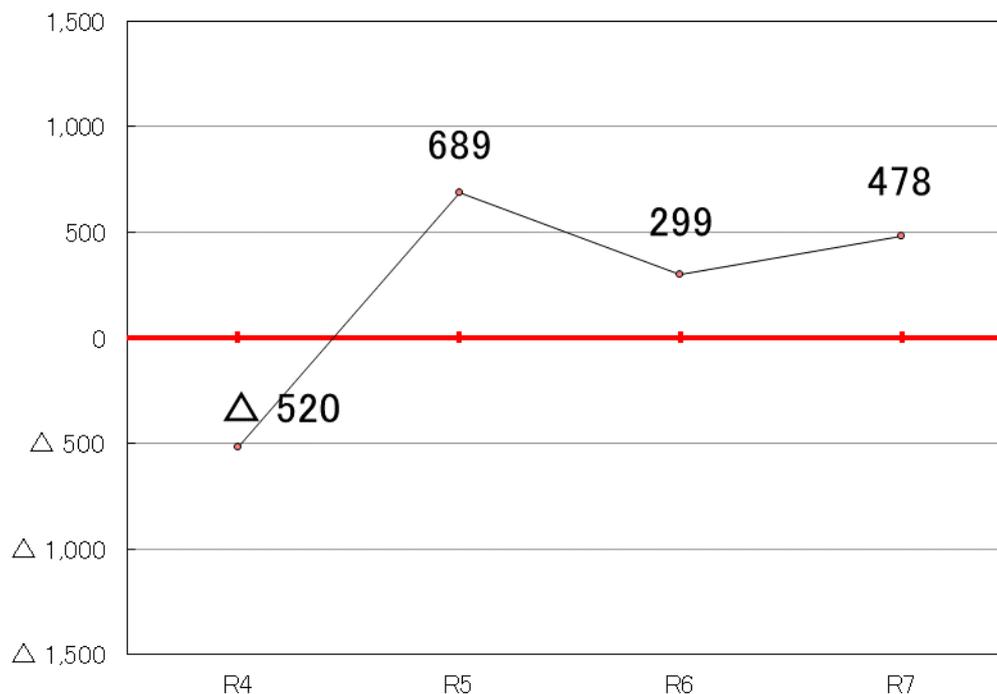
財政調整基金は、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等に備えるため、また、将来の行政需要に対し、常に安定した財政運営ができるよう、あらかじめ確保しておく財源であり、基金残高を一定規模確保することは、財政運営の長期的安定性という観点からも、重要なことと考えられます。

このことから、今後、基金の繰り入れに依存しない、収入に見合った歳出規模への転換が求められます。

(5) プライマリーバランスの推計

財政収支見通しの結果、プライマリーバランス（基礎的な財政収支バランス）の推計は下記のとおりとなります。

(単位: 百万円)



(単位: 百万円)

| | | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入総額 | ① | 52,946 | 50,111 | 50,302 | 49,781 |
| うち地方債発行額 | ② | 6,026 | 4,768 | 5,132 | 4,972 |
| 歳入小計 | ③=①-② | 46,920 | 45,343 | 45,170 | 44,809 |
| 歳出総額 | ④ | 52,946 | 50,111 | 50,302 | 49,781 |
| うち公債費(元金) | ⑤ | 5,506 | 5,457 | 5,431 | 5,450 |
| 歳出小計 | ⑥=④-⑤ | 47,440 | 44,654 | 44,871 | 44,331 |
| プライマリーバランス | ⑦=③-⑥ | △ 520 | 689 | 299 | 478 |

一般的に、プライマリーバランスとは、歳入から地方債発行額を除いたもの（上記③）と、歳出から公債費（元金及び利子償還額）を除いたものとの基礎的な財政収支バランスをいいます。

しかし、この場合、利子償還分相当額だけ地方債の残高が増加してしまうことから、地方債残高を確実に減少させるため、歳出からは、公債費のうち元金償還額のみを除くこと（上記⑥）とし、一般的なプライマリーバランスよりも厳しい条件下における黒字化を図ります。

(6) 中期財政収支見通しの結果による今後の課題

①自主財源の確保

今後の新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応するため、各種未収金の解消に努めるとともに、ネーミングライツやふるさと納税、広告事業など更なる自主財源の確保が必要です。また、産業振興・雇用促進等により、税基盤の充実を図ることも必要です。

②総人件費の抑制

今後、ICT の活用などによる業務の見直しのほか、定年引上げを踏まえた人員配置の検討を行うとともに、引き続き、会計年度任用職員等を含めた定員管理を行っていく必要があります。

③扶助費の見直し

市単独の各種扶助制度などについて、扶助の目的・効果などを常に検証し、市民ニーズに合ったサービスを実施することが必要です。

④適正な公債管理の実施

地方債の借入れと、それによって生じる公債費(元利償還金)の両側面について、長期的な視点を持ち、将来負担と実負担を考慮した、適正な公債管理が必要です。

⑤内部管理経費の節減

常に業務の見直し、無駄の排除の姿勢を持ち、引き続き、内部管理経費の節減を図ることが必要です。

⑥補助金・負担金の見直し

支出の目的・効果などを常に検証し、市民ニーズに合った補助金・負担金とすることが必要です。

⑦公共施設等の管理

過去に建設された公共施設等が、大量更新時期を迎えることから、公共施設等総合管理計画の施設類型別計画における方向性を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行う必要があります。また、インフラについても、優先順位付けを行い、計画的かつ効率的な整備・維持管理を行うことが必要です。

⑧デジタル活用の推進

社会全体のデジタル技術の進歩や新型コロナウイルス感染症の流行により顕在化した行政のデジタル化の遅れを踏まえ、デジタル技術等の活用による業務効率化と住民の利便性の向上を図ることが必要です。

⑨地域等との協働

地縁組織、市民活動団体、企業、大学等の多様な主体と、役割分担を行い、連携しながら、より良い公共サービスの提供を図ることが必要です。

⑩財政規律の確立

経常収支比率や健全化判断比率等の各種財政指標の検証を行うことや、総合計画、行財政改革指針で設定する目標の達成に向けた取組みを実施することが必要です。

⑪基金の適正な管理及び活用

今後の経済変動や緊急課題に対応するため、基金の適正管理を行うとともに、債券運用などによる、収益の向上を図る必要があります。

資 料 編

1 財政規模と実質的な収支の状況

(1) 歳入・歳出決算の推移

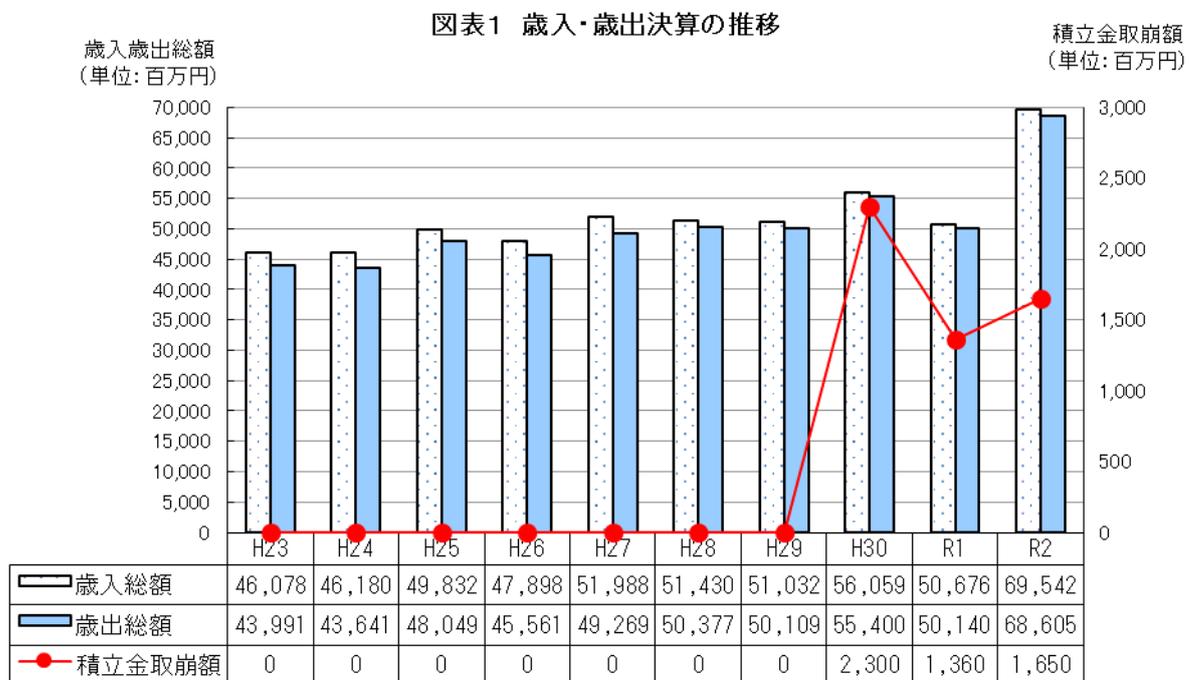
本市の財政規模は、図表1のとおり、過去10年間年々増加傾向にあります。増加理由は、各施設の改修または新設事業、消費税率の引上げに伴う国の影響緩和対策事業の実施、繰出金及び扶助費の増加があります。

平成23～令和2年度までの10年間に、伊勢宮川中学校、桜浜中学校、みなと小学校などの小中学校統合校整備のほか、市役所本庁舎の改修、新病院建設事業にかかる出資、消防本部庁舎及び防災センターの整備、GIGAスクール環境整備、倉田山公園野球場の改修などを行いました。大型の施設整備事業が複数重なった平成30年度には歳出総額が550億を超え、はじめて財政調整基金を取り崩しました。

また、平成26年4月より消費税率が8%へ、令和元年10月には10%へ引き上げられたため、経済への影響の緩和または生活支援を目的とした臨時給付金支給事業、子育て世帯臨時特例給付金支給事業、プレミアム付き地域商品券発行事業や年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業を実施しました。

そのほか、後期高齢者医療給付や介護給付の利用増大に比例し特別会計への繰出金支出額が年々増加しており、障害者介護給付等事業や平成27年度から新設された特定教育・保育施設型給付事業などの扶助費も年々増加傾向にあります。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生・流行に伴い、特別定額給付金支給事業をはじめとした経済対策事業または感染防止対策事業として154.7億円支出し、これまでになく大きな決算額となりました。



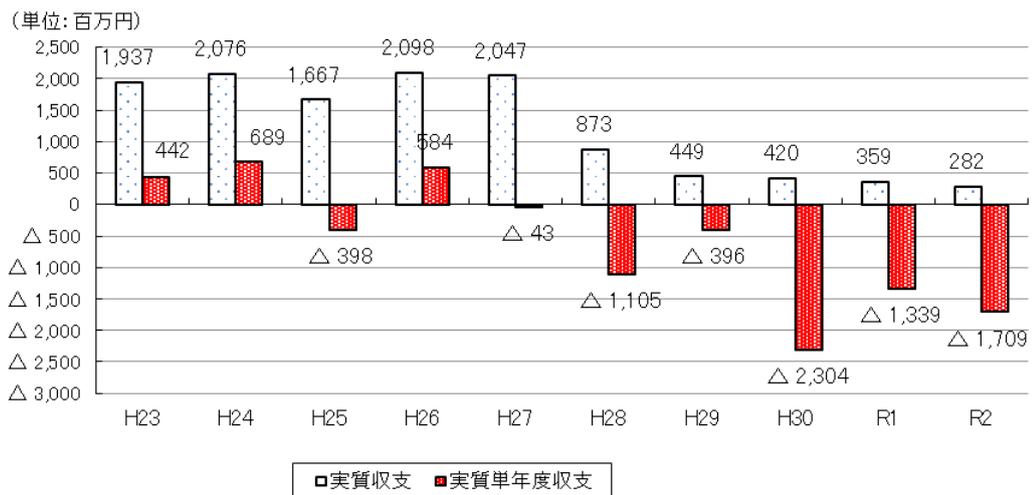
(2) 実質的な収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引から、翌年度に繰り越すべき事業に充てる財源を除いた「実質収支」については、図表2のとおり、平成28年度におよそ半減し、以降年々減少傾向にあります。

また、「実質収支」から、前年度以前からの収支の蓄積、実質的な赤字要素（財政調整基金の取崩し）などを除外した「単年度収支」から財政調整基金の取崩しがなかった場合などを含めた「実質単年度収支」を見てみますと、平成28年度から令和2年度まで5年連続しての赤字となっています。

普通交付税の合併算定替は令和2年度で終了し、合併特例債も新市建設計画の計画終了期間である令和2年度に発行期限を迎えています。大型の施設整備事業は令和4年度で一旦の目途は立ちますが、今後は現存する施設の維持管理にかかる費用の増加が見込まれます。

図表2 実質収支・実質単年度収支の推移



- ◆ 実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源
- ◆ 単年度収支 = 当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支
- ◆ 実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 起債繰上償還 - 財政調整基金取崩額

2 依存度が高い歳入構造

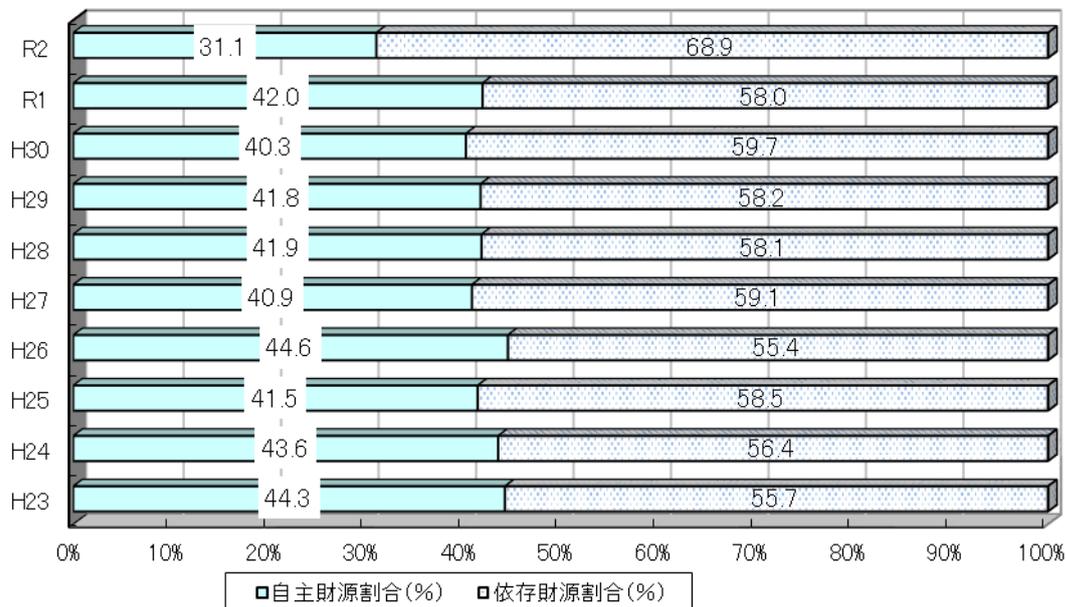
(1) 歳入決算の推移

市税など市が自主的に収入できるものを「自主財源」といい、地方交付税や国・県支出金、地方債など市自らの収入でないものを「依存財源」といいます。自主財源の割合が大きいほど財政運営の自主性を確保できることとなりますが、本市の自主財源割合は図表3のとおり、50%未満で推移しており、依存財源に頼った歳入構造であるといえます。なお、図表4のとおり、令和2年度の国県支出金の額が他の年に比べおよそ2.5倍に増額しているのは、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の補助金の交付を受けたためです。

主な依存財源である地方交付税について見てみますと、地方交付税の一部が振り替えられた臨時財政対策債発行額を含めた「広義の地方交付税」の推移は図表5のとおりです。平成25年度をピークに、平成26年度以降逡減しているのは、消費税率引上げによる増収分を基準財政収入額に算入されたことによります。また、平成28年度以降、合併算定替の段階的縮減により減額となっています。

今後は、少子高齢化の更なる進行等の不安材料により、税収の伸びを期待することはできず、また、地方交付税の合併算定替は令和2年度で終了するなど、中・長期的に安定した歳入確保を期待するには不透明な現状となっています。歳入面において、税収入等自主財源の確保策の充実等が必要であると考えられます。

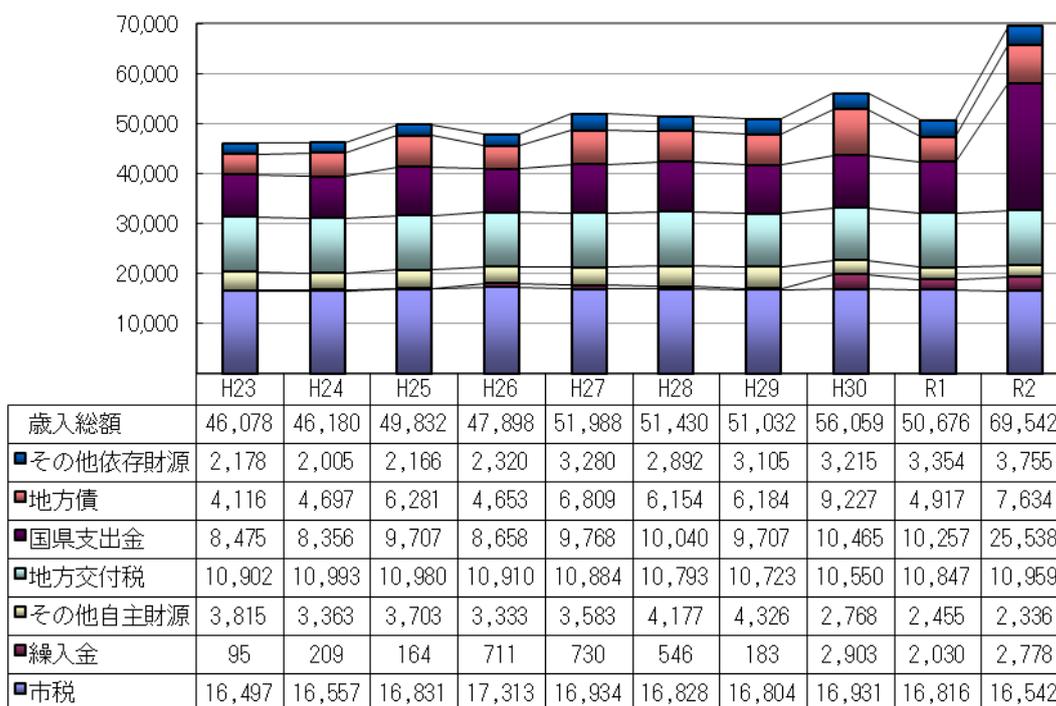
図表3 自主財源と依存財源の割合



自主財源：市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
依存財源：地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債、各種交付金

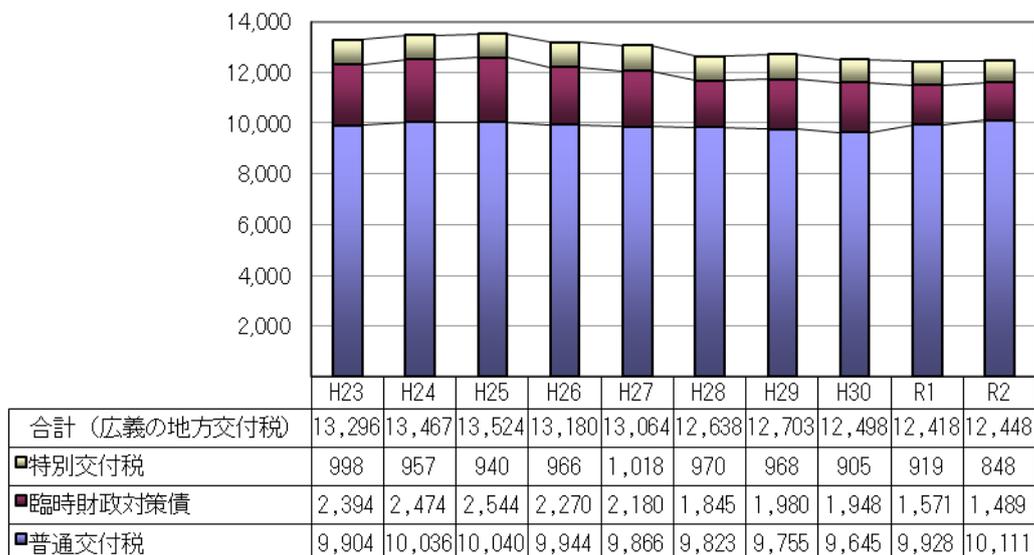
図表4 歳入決算額の推移

(単位:百万円)



図表5 地方交付税(臨時財政対策債を含む)の推移

(単位:百万円)



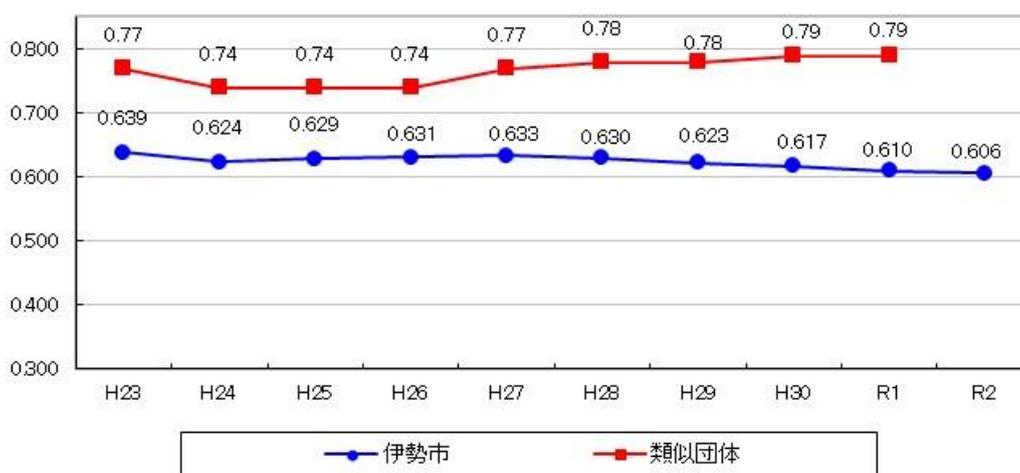
(2) 財政力指数の推移

財政力指数は、人口や面積などに応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表した指標で、地方公共団体の財政力を示すものです。

財政力指数が「1」に近い団体ほど財源に余裕があるといえ、財政力が強いと考えられます。また、「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。

この強さは自主財源、主に税収入の多寡により決まるものですが、本市の場合、図表6のとおり類似団体平均を下回る水準で推移しており、標準的な行政活動を維持していくためには依存財源、とりわけ普通交付税が重要な財源であることが分かります。

図表6 財政力指数の推移



※類似団体の説明については、29ページに記載しています。

3 硬直化が進む歳出構造

(1) 性質別歳出の推移

本市の歳出をその性質に着目し、推移を見てみますと、図表7のとおり、その性質から支出が義務づけられ、硬直性の高い経費とされている人件費・扶助費・公債費といった義務的経費の合計額が年々増加しているのが分かります。令和2年度の人件費が増大しているのは、制度改正により会計年度任用職員の給与等の性質分類が物件費から人件費に見直されたためです。

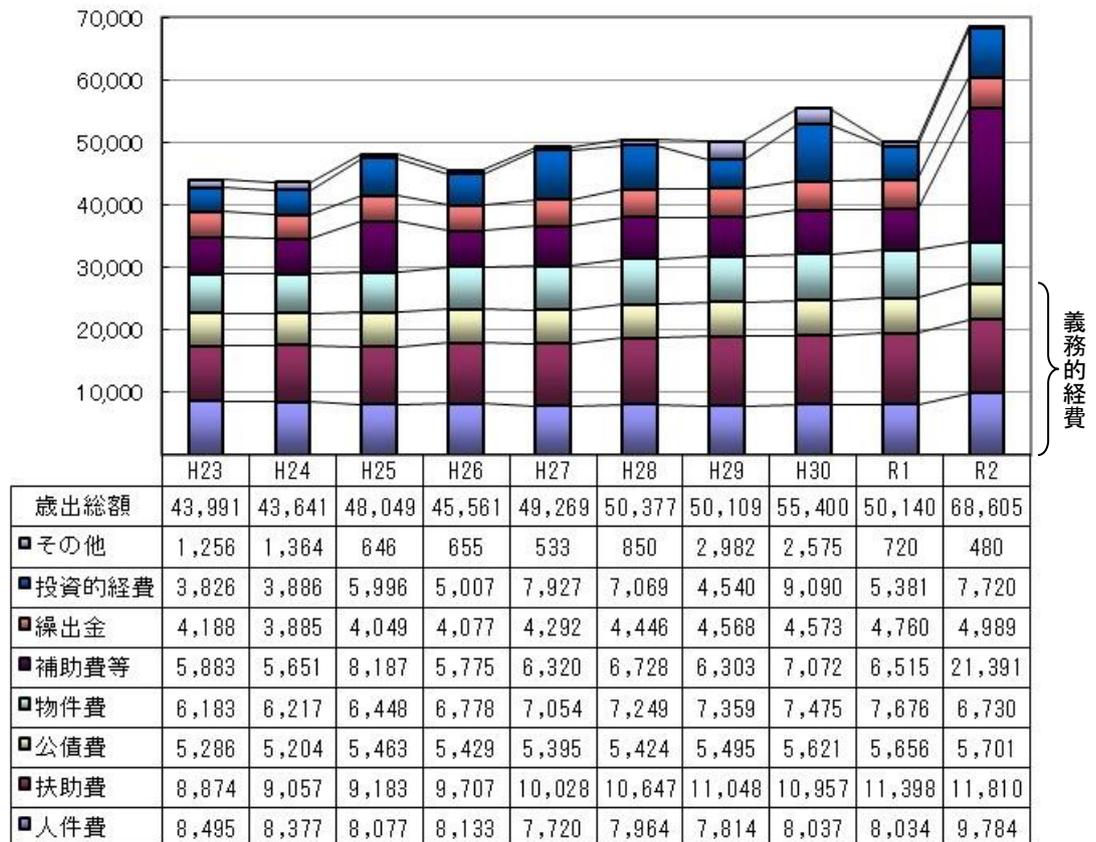
義務的経費のうち、近年、職員数の削減等により人件費は減少していますが、公債費は、合併特例債や臨時財政対策債の償還により高い水準で推移しており、扶助費については、障害者福祉サービスや児童福祉サービスの利用増により増加し続けています。このように歳出額総額のうち義務的経費の占める額が増え、施策の展開が困難となる状態を『財政の硬直化』といい、本市では、その傾向が強くなってきています。

今後も、内部管理経費の節減、特別会計への繰出金の見直しなど行政運営経費の更なる削減を行うことが必要です。

また、市単独各種扶助制度、補助金、負担金などについても、目的・効果を常に検証し、市民ニーズに合ったサービスを行う必要があります。

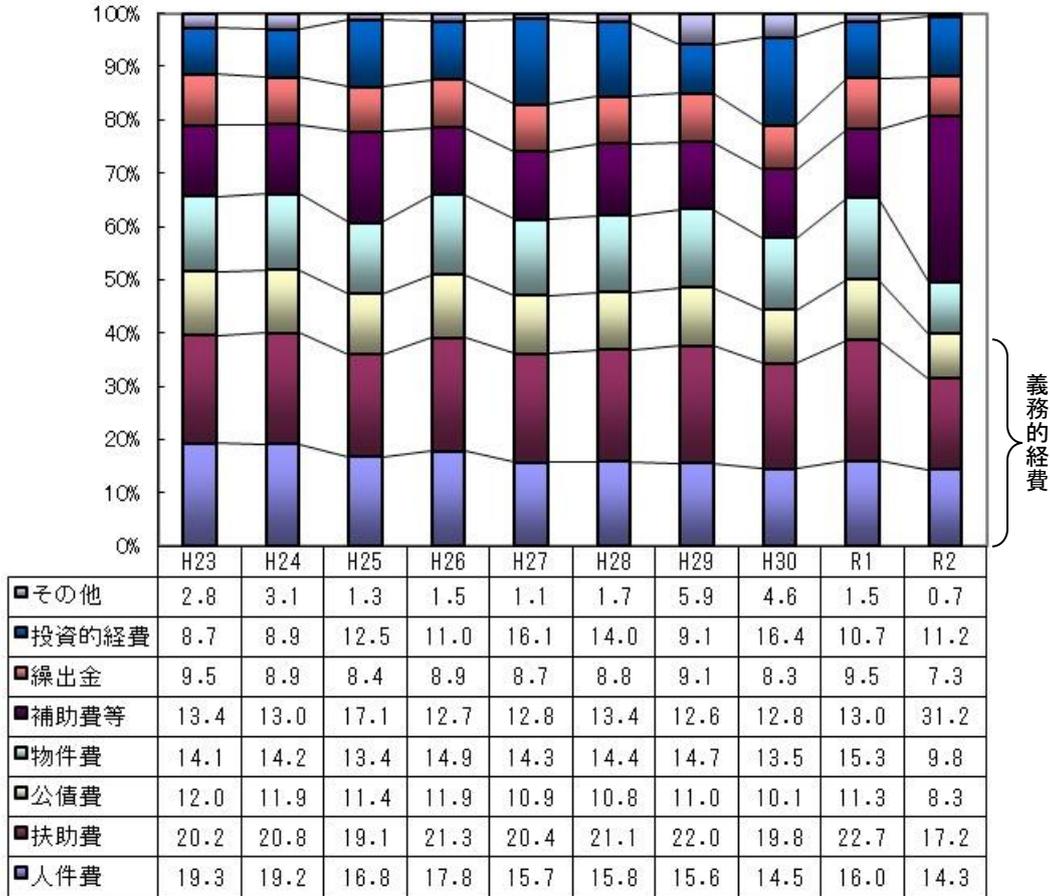
(単位:百万円)

図表7 性質別歳出の推移



(単位:%)

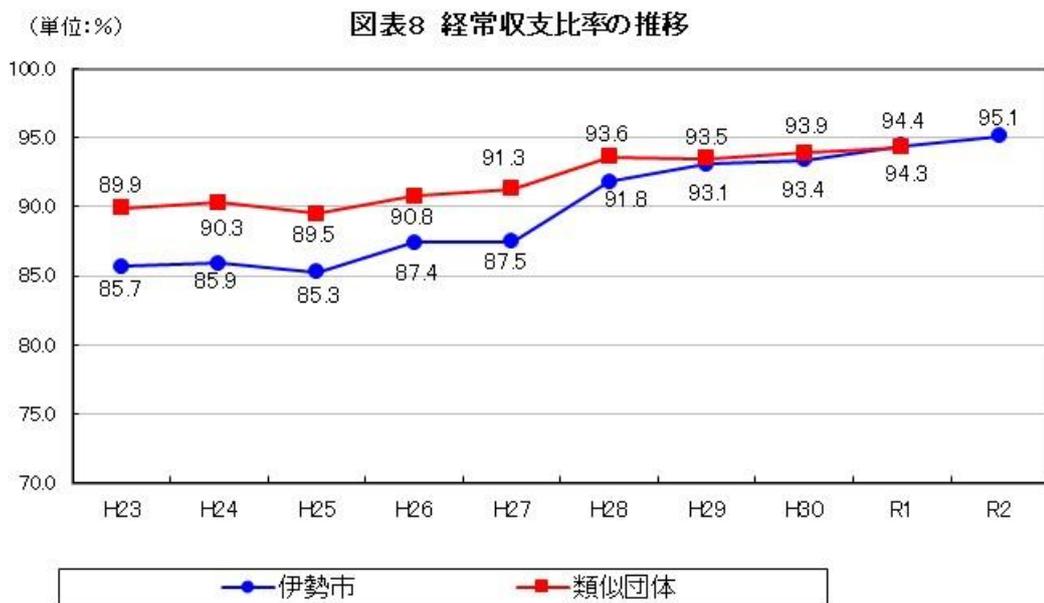
図表7-1 性質別歳出割合の推移



人件費：職員給与、特別職給与、議員及びその他委員等報酬など
 扶助費：生活保護費や児童・高齢者や障がい者などに対する様々な福祉サービスに要する経費など
 公債費：市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利息の合算額
 物件費：旅費、消耗品費、備品購入費、委託料など
 補助費等：各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料など
 繰出金：一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費など
 投資的経費：道路、公園など都市基盤施設等の整備に要する経費など
 その他：維持補修費、貸付金など

(2) 財政の弾力性の推移

財政の弾力性を表す経常収支比率は、図表8のとおり、平成28年度に大きく上昇しました。これは、国の地方交付税の算定内容の改正により、全国的な広義の地方交付税が抑制されたことによります。これまで、合併算定替の恩恵を受け、類似団体に比べ、良好な状況で推移してきましたが、平成28年度以降、合併算定替が5か年をかけて段階的に縮減されたことに加え、公債費、繰出金及び扶助費等にかかる経常支出額が毎年増加したことから、本市の経常収支比率は、年々、類似団体の率に近づき、弾力性は硬化しています。



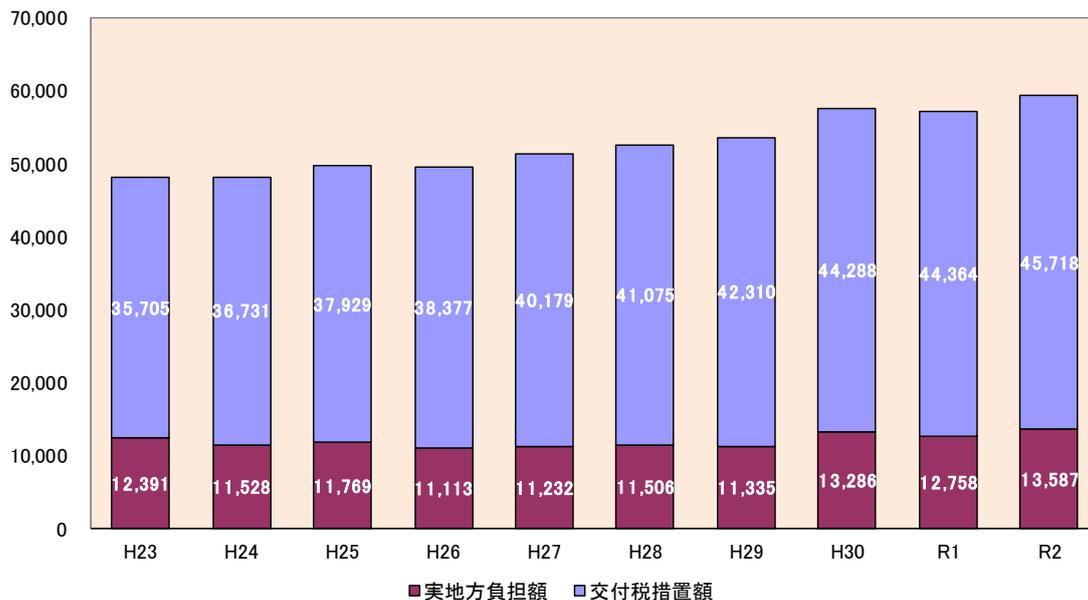
4 財政運営の長期的安定性

(1) 地方債現在高の推移

歳出面において、公債費が財政構造に及ぼす影響は非常に大きく、地方債として借り入れた資金を後年度に必ず返済していかなければならず、任意に削減できない硬直性の強い経費であると考えられます。本市の地方債現在高は、図表9及び図表9-1のとおり、近年、国の制度上、地方財源不足の補てん等のために発行した臨時財政対策債などや普通建設事業にかかる地方債の借入額の増加により高い水準で推移しています。

これまで見てきたように、今後、中・長期的に安定した歳入確保を期待するには不透明な現状であることから、将来負担比率や実質公債費比率によってその推移に留意するとともに、普通建設事業にかかる地方債については地方交付税措置がより有利なものを選ぶなど、公債費に占める実地方負担額の縮減に努める必要があります。

(単位: 百万円) **図表9 地方債残高における交付税措置額の推移**



年度末残高

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 計 | 48,096 | 48,259 | 49,698 | 49,490 | 51,411 | 52,581 | 53,645 | 57,574 | 57,122 | 59,305 |
| 臨財債 | 17,149 | 18,850 | 20,530 | 21,793 | 22,854 | 23,476 | 24,073 | 24,494 | 24,396 | 24,096 |
| その他建設事業債 | 19,665 | 17,425 | 16,688 | 14,604 | 12,981 | 11,338 | 10,424 | 11,386 | 11,509 | 15,044 |
| 合併特例債 | 11,282 | 11,984 | 12,480 | 13,093 | 15,576 | 17,767 | 19,148 | 21,694 | 21,217 | 20,165 |
| 年度末残高に対する交付税措置見込み | 35,705 74.2% | 36,731 76.1% | 37,929 76.3% | 38,377 77.5% | 40,179 78.2% | 41,075 78.1% | 42,310 78.9% | 44,288 76.9% | 44,364 77.7% | 45,718 77.1% |
| 年度末残高から交付税措置額を除いた実地方負担額 | 12,391 25.8% | 11,528 23.9% | 11,769 23.7% | 11,113 22.5% | 11,232 21.8% | 11,506 21.9% | 11,335 21.1% | 13,286 23.1% | 12,758 22.3% | 13,587 22.9% |

図表9-1 地方債現在高比率の推移



(2) 基金現在高の推移

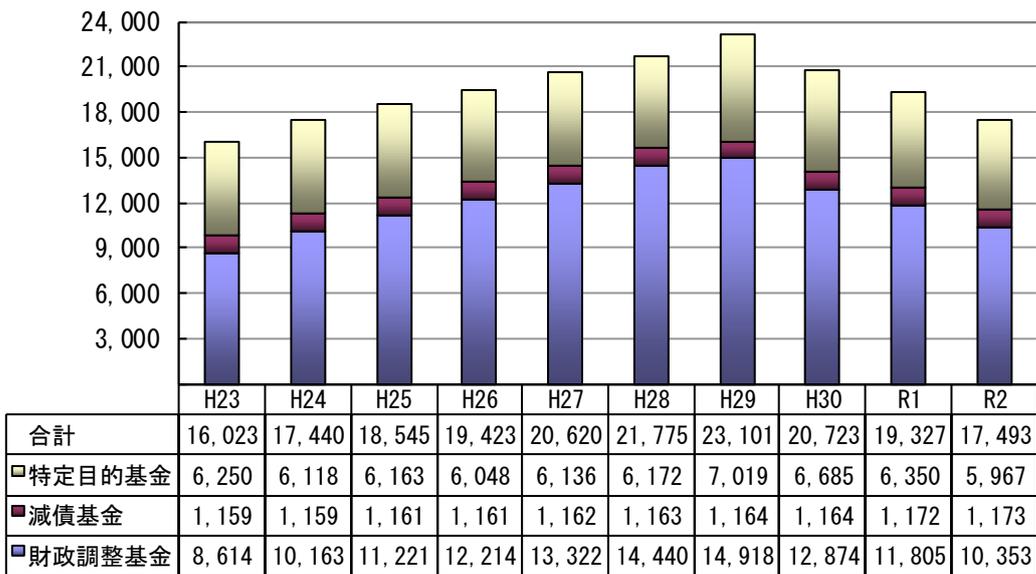
地方債現在高が、家計でいう「借金の残高」であるのに対して、「貯金の残高」として考えられるのが、基金現在高です。

図表 10 及び図表 10-1 のとおり、平成 29 年度までは各基金を積み立て、残高が伸びています。平成 30 年度に財政調整基金をはじめとした各基金を取り崩し、以降の残高は年々減少傾向にあります。

今後も、経済変動や緊急課題に対応するために、一定程度の基金残高を確保する必要があります。

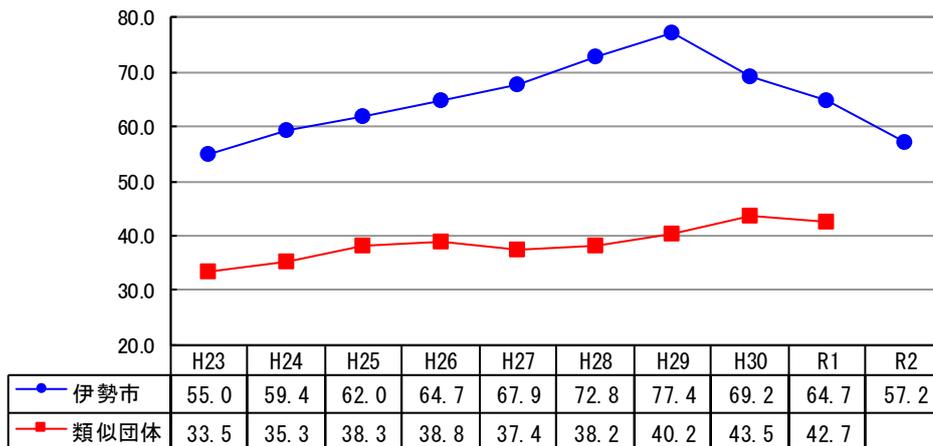
図表 10 基金現在高の推移

(単位：百万円)



図表 10-1 基金現在高比率の推移

(単位：%)

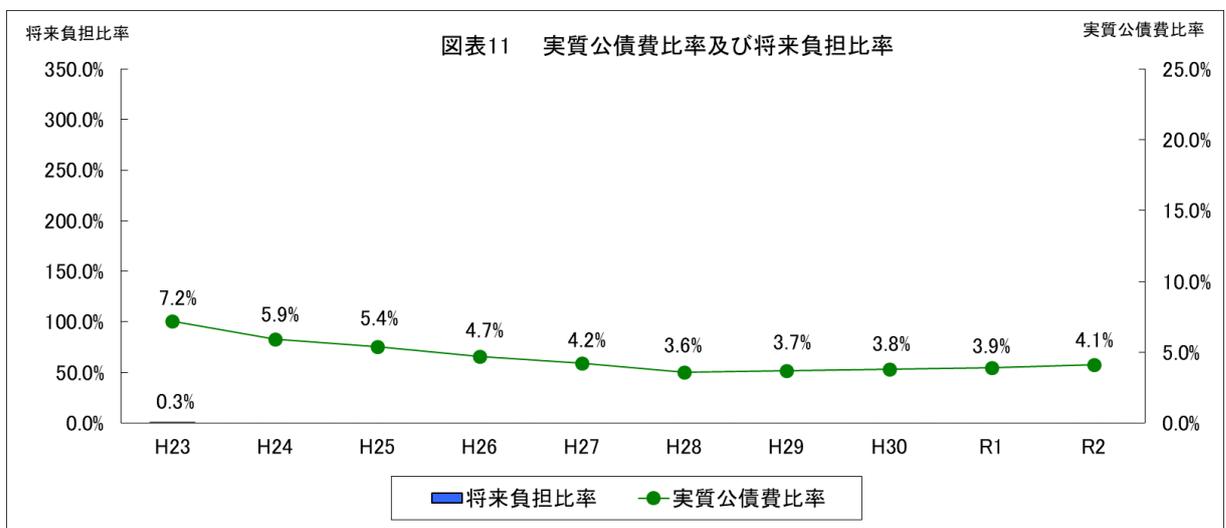


5 財政健全化の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成 19 年度から毎年度の決算に基づき、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を公表することが義務付けられました。

この法律は、財政悪化が進む地方公共団体の財政破たん（倒産）を未然に防ぐため、地方公共団体が、毎年度の決算状況に基づき財政状況をチェックし、早期に財政の健全化に取り組めるようにすることを目的に制定されました。

本市においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定初年度より赤字がない状態です。また、実質公債費比率、将来負担比率についても、図表 11 のとおり、基準を下回っています。



※平成 24 年度以降は将来負担すべき実質的な負債が発生しないため、将来負担比率は算定されませんでした。

「本市の財政状況の現状と課題」における各種図表等は、「普通会計」決算の数値を使用しています。

◆普通会計とは

地方公共団体の会計は、一般会計、特別会計、公営企業会計に分類されます。各地方公共団体は、地方自治法や地方財政法等の法令により、それぞれに会計の範囲を決めています。このため、伊勢市と他市の財政規模やその内容の比較をする場合などには、同じ基準で整理することが必要となります。そこで、地方財政統計上の統一的な会計区分として普通会計という概念が用いられています。

伊勢市としての普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得特別会計から構成されます。

《参考》

一般会計

市税、地方交付税や国庫支出金を主な財源として、福祉、医療、教育、消防など市民生活に必要なサービスの提供や、道路や公園の整備など、地方公共団体の目的を達成するための事務事業にかかる会計をいいます。

特別会計

国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などのように、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出とは別にその収支を明らかにする必要のある事業にかかる会計をいいます。

公営企業会計

病院事業や水道事業のように地方公営企業法の適用を受ける特別会計を公営企業会計といいます。

財 政 用 語 解 説



財政用語について、主なものを五十音順に解説しています。

《あ行》

維持補修費

市が管理する公共用施設等の保全、維持のための経費のことです。

依存財源

国や県の意思によって定められた額が交付される財源のことで、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。

一時借入金

会計年度中に歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる資金のことです。一時借入金は、一時的な資金の不足を解消するための支払い資金なので、その年度の歳入をもって出納閉鎖までに償還する必要があります。

一部事務組合

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合のことです。現在、本市が加入している一部事務組合には、伊勢広域環境組合（ごみ・し尿処理施設、火葬場の管理・運営）などがあります。

一般財源

市税や地方交付税、地方譲与税など、市が自由に使うことのできる財源で、用途が特定されていないものをいいます。一方、用途が特定されている財源を、「特定財源」といいます。

《か行》

合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く 10 ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。（法改正により、更に 10 ヶ年度の延長が可能となりました。）事業費の 95%が充当され、元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

基金現在高比率

市の貯金残高として考えられる基金残高の標準財政規模に対する割合をいい、以下の計算式により算出されます。

$$\blacklozenge \text{基金現在高比率（\%）} = \text{基金現在高} / \text{標準財政規模} \times 100$$

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。

義務的経費

その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、人件費、扶助費、公債費からなっています。

国支出金(=国庫支出金)

国庫補助金、国庫負担金、国庫委託金に分類され、特定の事業に対し、国から市に用途を指定して交付されるものです。

繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費などのことです。

経常収支比率

市税などの毎年経常的に収入される一般財源が、人件費や公債費など毎年経常的に支出しなければならない経費にどのくらいの割合で使われているかを示す指標で、以下の計算式によって算出されます。

$$\blacklozenge \text{経常収支比率（\%）} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源収入額} \times 100$$

減債基金

地方債の計画的な償還を行うために設置する基金のことです。

県支出金

県補助金、県負担金、県委託金に分類され、特定の事業に対し、県から市に用途を指定して交付されるものです。

公債費

市が借り入れた地方債の元金の償還や利子の支払に要する経費及び一時借入金利子の

支払いに要する経費のことです。

国庫支出金(=国支出金)

国庫補助金、国庫負担金、国庫委託金に分類され、特定の事業に対し、国から市に用途を指定して交付されるものです。

《さ行》

財政健全化法「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

財政悪化の進む地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、地方公共団体が、毎年度の決算状況に基づき財政状況をチェックし、早期に財政の健全化に取り組めるようにすることを目的に制定された法律です。

財政状況を図る基準として、早期健全化基準と財政再生基準が設定されています。いずれかの指標がこの基準を上回ると、財政再建に向けた計画を策定しなければなりません。また、病院などの企業会計では、経営健全化基準を上回ると、経営改善に向けた経営健全化計画を策定し、経営の再建を図らなければなりません。

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。

財政力指数

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3年間の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が「1」に近いほど財政的に余裕がある団体といわれています。

市債(=地方債)

財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。いわゆる市の借金で、地方債を起すこと(発行すること)を「起債」といいます。

資金不足比率

企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率で、病院・水道・下水道などの企業会計の資金不足の程度を示す指標です。

自主財源

市が自主的に収入しうる財源のことで、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金などがあります。

将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、借入金の残高や将来的に支出することが見込まれる額の大きさを示す指標です。

市税(=地方税)

現在、本市の市税には、市民税(個人分、法人分)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税の6種類があります。

実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、主に一般会計の赤字の程度を示す指標です。

実質公債費比率

普通会計が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示す指標です。

実質収支

決算において、歳入歳出差引額から繰越事業に伴って翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額のことです。

◆実質収支＝歳入決算額－歳出決算額－翌年度へ繰り越すべき財源

実質単年度収支

財政調整基金の積み立てなどの実質的な黒字要素や、積立金の取り崩しなどの赤字要素が含まれている単年度収支から、これらを控除したものをいい、これらの黒字・赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとしたら、単年度収支がどうなったかを見るものです。

◆実質単年度収支

＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋起債繰上償還－財政調整基金取崩額

受益者負担

特定の利用者に限ってサービスの提供を受ける場合に、利用する人と利用しない人との負担の公平の観点から、利用者には一定の負担を求めるものです。

消費的経費

経費支出の効果が、当該支出年度または極めて短期間で終わるものをいい、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等のことです。

人件費

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費で、職員給与、市長・副市長、議員及びその他委員等報酬などのことです。

なお、令和2年度から、会計年度任用職員が人件費に計上されることとなりました。

＜た行＞

単年度収支

単年度収支とは、言い換えれば当該年度だけの実質収支のことです。実質収支は、当該年度までの収支の累積であることから、以下の計算式により算出されます。

◆単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

地域振興基金

合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置される基金のことです。

地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。

地方債(＝市債)

財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一般会計年度を越えて行われるものをいいます。いわゆる市の借金で、地方債を起こすこと(発行すること)を「起債」といいます。

地方債現在高比率

市の借金残高として考えられる地方債残高の標準財政規模に対する割合をいい、以下の計算式により算出されます。

◆地方債現在高比率(%)＝地方債現在高／標準財政規模×100

地方消費税交付金

都道府県税として徴収された地方消費税の一部が、市に対して交付されるものをいいます。地方消費税は、商品・製品の販売やサービス提供などの取引に対しかかる税金であり、その用途については消費税法等で定められています。

地方譲与税

国税として徴収され、市に対して譲与される税のことです。自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税等があります。

地方税(＝市税)

現在、本市の市税には、市民税(個人分、法人分)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税の6種類があります。

地方特例交付金

住宅借入金等特別税額控除など、地方の減収や負担増の補てんのため、国から特例的に交付される交付金のことです。

積立金

特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。

投資的経費

道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。これに分類される経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費などがあります。



特定財源

用途が特定されている財源をいいます。特定財源に分類されるものとしては国庫支出金、地方債、負担金、使用料、手数料などがあり、いずれも建設事業、施設の維持管理費等指定された目的に使われます。

特定目的基金

特定の目的のために、財産を維持し、財産を積み立てるために設置された基金のことです。

特別交付税

地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。

《は行》

標準財政規模

地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことで、以下の計算式によって算出されます。

◆標準財政規模

$$\begin{aligned} &= \{ \text{基準財政収入額} - (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} \\ &+ \text{税源移譲相当額} (\text{個人住民税}) + \text{地方消費税交付金} (\text{引き上げ分})) \} \times 100 / 75 \\ &+ \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{税源移譲相当額} (\text{個人住民税}) \\ &+ \text{地方消費税交付金} (\text{引き上げ分}) + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額} \end{aligned}$$

扶助費

生活保護費や児童・高齢者や障がい者などに対する様々な福祉サービスに要する経費などのことです。

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。本市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得特別会計から構成されます。

普通建設事業費

道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。

普通交付税

各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。

物件費

旅費、消耗品費、備品購入費、委託料など物財調達のための経費のことです。

なお、令和元年度までは賃金も含まれていましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始したことに伴い、人件費に計上されることとなりました。

プライマリーバランス

歳入から市債を、歳出から公債費をそれぞれ除いた基礎的な財政収支をいいます。

プライマリーバランスが黒字である場合は、行政サービスを市債に頼らない範囲で実施している状態にあることとなります。逆に、赤字である場合は、新たな借入が返済額を上回り、市債残高が増加する状態にあることとなります。



補助費等

各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費のことです。

《ら行》

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、普通交付税の振り替え分として、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公

共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

類似団体

全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。各地方公共団体が、類似団体における財政の実態をもっとも身近な尺度として利用することは、自らの財政運営の問題の所在を明らかにし、財政の健全性確保に向けて検討するにあたって有効であるといわれています。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、特別会計や企業会計などすべての会計を合算して、市全体の赤字の程度を示す指標です。